

(仮称) 越谷市自治基本条例に関する勉強会
報 告 書

平成 20 年 3 月

はじめに

自治基本条例とは、自治体における自治の基本理念や市政運営の基本原則等を定めたもので、北海道のニセコ町が平成13年4月に施行した「ニセコ町まちづくり基本条例」を初めとして、全国で「自治体の最高規範」という位置付けの条例の制定が進められています。全国の制定状況については、東京都豊島区の調査報告書によると、平成18年3月現在、48自治体が自治基本条例を施行しているとしています。また、埼玉県内の制定状況については、平成19年10月現在で9自治体（秩父市、草加市、新座市、久喜市、富士見市、熊谷市、鳩山町、北川辺町、美里町）が施行済みです。

自治基本条例は、法律上の用語ではなく、まだ確立した定義もありません。自治基本条例と呼ばれるもののなかには、「市民参加条例」や「まちづくり基本条例」なども含まれて考えられる場合もあり、条例の内容も自治体によって様々です。自治基本条例の内容や定義は、まだ確立されておきませんが、越谷市において制定する自治基本条例については、最高規範性を持たせることで「自治体の憲法」との位置付けを明確にし、地域の自治のあり方に大きな影響を与えるものと考えています。

越谷市では、（仮称）越谷市自治基本条例の制定を目指していくに当たり、基本的考え方及び条例づくりの進め方についての概要を示した「（仮称）越谷市自治基本条例」制定基本方針を定めました。この基本方針を広く市民の皆さんに周知するとともに、自治基本条例についての理解を深めていただくため、8月には「自治基本条例に関する講演会」を開催しました。また、9月からは市民の自主的な運営による「（仮称）越谷市自治基本条例に関する勉強会」を継続的に開催し、自治基本条例の必要性等についての理解を深めてきました。

この報告書は、平成20年4月に設置される「越谷市自治基本条例審議会」での審議の参考にしていただくため、平成19年9月から平成20年1月まで開催された「（仮称）越谷市自治基本条例に関する勉強会」での意見についてまとめたものです。

平成20年3月
（仮称）越谷市自治基本条例に関する勉強会幹事一同

目 次

【本 編】

(仮称) 越谷市自治基本条例に関する勉強会の概要について	5
(仮称) 越谷市自治基本条例に関する勉強会における意見等の概要	7
① 『越谷らしさ』について	8
② 『条例の必要性』について	11
③ 『コミュニティ』について	15
④ 『議会』について	19
⑤ 『市長』について	21
⑥ 『行財政運営』について	22
⑦ 『市民』について	28
⑧ 『参加と協働』について	29
⑨ 『住民投票』について	31

【資料編】

1 「(仮称) 越谷市自治基本条例」制定基本方針	33
2 自治基本条例に関する講演会	45
3 (仮称) 越谷市自治基本条例に関する勉強会 (全8回)	81
4 越谷まちづくりフォーラム ～自治基本条例を私たちでつくろう～	253

【参 考】

(仮称) 越谷市自治基本条例に関する勉強会 幹事会名簿	286
-----------------------------	-----

【本 編】

(仮称) 越谷市自治基本条例に関する勉強会の概要について

(仮称) 越谷市自治基本条例に関する勉強会（以下、勉強会）は、平成 19 年 9 月から平成 20 年 1 月まで 8 回開催し、延べ 265 人の皆さんにご参加いただきました。

この勉強会は、平成 20 年度に設置する「越谷市自治基本条例審議会」の基盤づくりとして、(1) 条例等の内容についての学習・意見交換を行う、(2) 審議会の運営方法についての検討を行う、ことを趣旨としました。

また勉強会は、参加者が互いの意見の違いなどを認め合いながら運営する「自治」の実践の場ともするため、希望者が幹事となり、幹事会において勉強会の開催日程や進め方、テーマなどを検討し、幹事が勉強会を進行するなど、市民の自主的な運営によって開催しました。

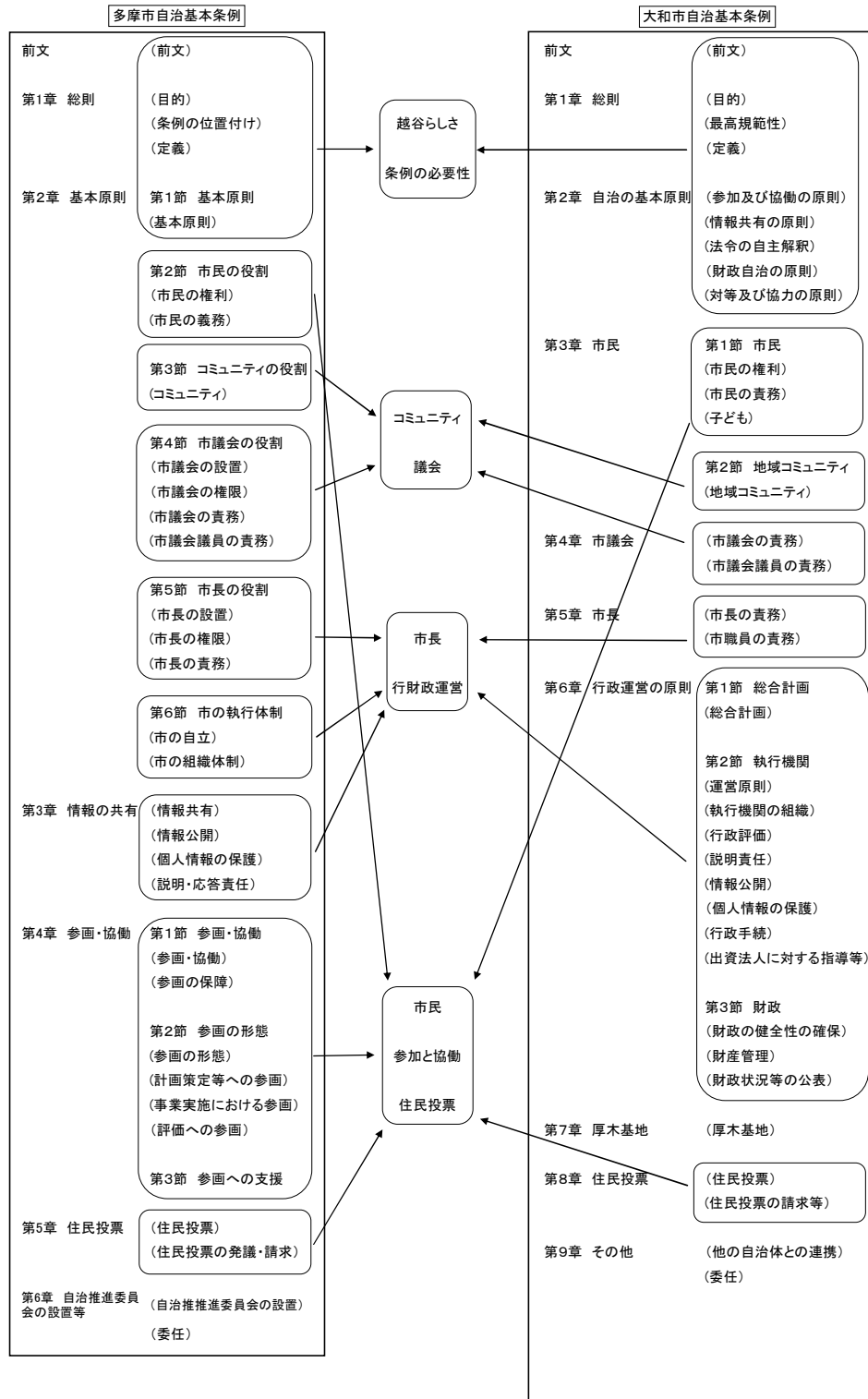
なお、平成 20 年 2 月 10 日に開催した「越谷まちづくりフォーラム ～自治基本条例を私たちでつくろう～」は、(1) これまでの勉強会の成果を広く市民の皆さんにお知らせすることにより、自治の意義や条例の必要性について考える機会とする、(2) 審議会の設置など今後の取り組みについて、多くの市民の皆さんに関心を持ってもらう、ことを目的として幹事会の提案により開催したものです。(開催日程及び内容は別紙のとおり)

(仮称) 越谷市自治基本条例に関する勉強会 開催日及び内容

回	日 時	内 容	参加者
講演会	8月19日(日)	「新たな『自治』のしくみを考える」 －自治基本条例の制定に向けて－ 講師：明治大学政治経済学部教授 牛山 久仁彦氏	112人
1	9月15日(土)	「自治体の憲法に何を期待するか」(講義) 講師：慶應義塾大学法学部・同大学院法務研究科教授 駒村 圭吾氏	53人
2	9月29日(土)	「他市の自治基本条例を読む」(ワークショップ) 講師：市民社会パートナーズ代表 庄嶋 孝広氏	37人
3	10月27日(土)	「審議会の組織について」(ワークショップ)	26人
4	11月4日(日)	①「越谷市政の現状について」(事務局ガイダンス) ②「越谷らしさについて」(ワークショップ)	29人
5	11月18日(日)	①「行政や職員に望むもの」 ②「情報の共有について」 (ともにワークショップ)	33人
6	12月2日(日)	①「市民参加の現状について」(ワークショップ) ②「市民を巻き込む方法について(その1)」 ～自治基本条例制定に市民参画を進めるため～(ディスカッション)	24人
7	12月15日(土)	①「市民を巻き込む方法について(その2)」 ～自治基本条例制定に市民参画を進めるため～(ディスカッション) ②「市民・議会・行政の役割について」(ワークショップ)	31人
8	1月19日(土)	①「コミュニティについて」(ディスカッション) ②「コミュニティの果たす役割について」(ワークショップ)	32人
フォーラム	2月10日(日)	「越谷まちづくりフォーラム ～自治基本条例を私たちでつくろう～」 ①寸 劇：「What's the 自治基本条例？」 出 演 者：勉強会参加者有志 ②基調講演：「自治基本条例がもたらす協働のまちづくりとは」 講 師：日本NPOセンター常務理事 萩原 なつ子氏 ③パネルディスカッション：「自治基本条例に期待するもの」 コーディネーター・パネラー：勉強会幹事	88人
参加者合計			延べ 465人
(勉強会参加者合計			延べ 265人)

(仮称) 越谷市自治基本条例に関する勉強会における意見等の概要

勉強会では、テーマごとにワークショップ形式で意見交換を行い、664件のご意見をいただきました。いただいたご意見を今後の条例案づくりに活用しやすくするため、条例のキーワードになると予想される、①越谷らしさ、②条例の必要性、③コミュニティ、④議会、⑤市長、⑥行財政運営（計画・政策、組織、職員、情報公開）、⑦市民、⑧参画と協働、⑨住民投票、に分類しまとめました。（分類については、第2回勉強会「他市の自治基本条例を読む」で参考にした、多摩市自治基本条例と大和市自治基本条例を参考にしています。）



① 『越谷らしさ』について

自治基本条例では一般的に「前文」が置かれており、条例制定の由来や背景、自治（まちづくり）の方向性や基本原理、条例づくりに参加した市民の思いなどを表現しています。また、市の紹介や理想とするまちの姿、理想とするまちの姿に近づけるための手段などを記述している自治体もあります。こうしたことから、自治基本条例の「前文」に生かすため、「越谷市の現状」や「理想とする将来像」などを「越谷らしさ」としてまとめました。

意見としては、「緑や田んぼが以外に多く、元荒川などの自然も豊か」や「市民の文化的活動がしやすい環境にある」などがありました。

◇ ワークショップでの発言メモ（集約）

○ 越谷市の現状について

- ・ 若い人が多いイメージがある
- ・ 高齢者が多く、若い人が少ないイメージがある
- ・ 東京に近い交通の利便性が良く、都内への通勤・通学・買い物等に便利
- ・ 交通の不便な地域（地区）がある
- ・ 特徴的な施設として能楽堂がある
- ・ コミュニティセンターや市民会館が充実していて、市民の文化的活動がしやすい環境にある
- ・ 文化的施設が少ない
- ・ 自然が残されており、どこか土の匂いがする
- ・ 越谷市は古臭いイメージがある
- ・ 公園が多く、整備されている
- ・ 大きな公園が少ない
- ・ 駅が多く、鉄道の交差点というイメージがある
- ・ 自然が減り、都市化が進んでおり高層住宅が増えている
- ・ 市制施行 50 年という歴史がある
- ・ 体育施設や高齢者施設などの公共施設が多く、整備が行き届いている（公共施設が全体的に立派でキレイ）
- ・ 道路が整備されてきている
- ・ 道路が暗く、危険（未整備）な箇所がある（ゴミ、糞などで汚い道路がある）
- ・ 医療機関が多い
- ・ 渋滞が多い
- ・ 夏暑いところで有名である（千間台東は樹木が少ないため夏は非常に暑い）
- ・ 百貨店・映画館等がない
- ・ 商店街に活気がない
- ・ 人口密度（集中）が高く、人口が増えている
- ・ 犯罪が多く治安が悪いイメージがある
- ・ まちとしての特徴がなく、誇れるものがない（観光地・文化人、成長産業、特産品が少ない）

い)

- ・ 河原は自転車やランニング優先で桜がない
- ・ 住宅地の値上がりが著しい
- ・ 越谷はらしさが無いのがらしさだと思う
- ・ 子どもの遊び場が少ない
- ・ 市民は全国一住みやすいまちであると自覚するべきである
- ・ スポーツ活動などの市民活動が活発である
- ・ 芸術・音楽活動が少なく、広く市民に広がっていないと感じる
- ・ 近所の人たちと気楽に付き合える、暖かい住民関係がある
- ・ 緑や田んぼなどが意外に多く、元荒川などの自然も豊かである
- ・ 坂道がない
- ・ 市役所や中央市民会館付近、大吉調整池付近などの川辺の景観が良い
- ・ 大きな災害が少ない
- ・ 河川が多いのに汚いので有名である

○ 理想とする将来像について

- ・ 市内に新しい森をつくってほしい
- ・ レイクタウンの調整池を森の湖にしてほしい
- ・ 水と緑豊かな文化・芸術のまちにしてほしい
- ・ 森の大公園をつくってほしい
- ・ 働く女性が住みやすいまちにしてほしい
- ・ 貧富の差が少ない、みんなが楽しく暮らせるまちにしてほしい
- ・ 高齢者の人たちが元気に楽しく、生きがいを感じるまちにしてほしい
- ・ 病人の少ないまち、さらにスポーツレクリエーションの充実したまちにしてほしい
- ・ 能楽堂を中心として、文化の中心をつくってほしい
- ・ 新旧の住民が調和できるまちにしてほしい
- ・ 高齢者や子どもが安心して暮らせるまちにしてほしい
- ・ 若い人が子育てしやすいまちにしてほしい
- ・ 協働・共創・共助のこしがやにしてほしい
- ・ 人と自然、人と人が共生・協働できる都市にしてほしい
- ・ 過去から学び、未来への展望を広げていくことのできるまちにしてほしい
- ・ ふるさとのようなまちにしてほしい
- ・ 特徴や伝統を活かしたまちづくりを進めてほしい
- ・ 暖かい住民関係の築けるまちにしてほしい
- ・ 歳をとってもずっと住み続けられるまちにしてほしい
- ・ ゴミのないキレイなまちを目指す
- ・ 都心に近いという地理的条件を活かしたまちづくりを進めてほしい
- ・ 老若男女の市民が参画できるまちにしてほしい
- ・ 災害に強いまちにする
- ・ 治安の良いまちにする

- 人を大切にするまちにする
- 情報・制度の分かりやすいまちを目指す
- 市民負担率の少ないまちを目指す
- 子どもたちが健全で知的に成長できる環境のまち（子どもたちを大事にできるまち）であることが大切だと思う
- いろいろな状況に置かれている人たちがお互いの立場を認め合い、話し合い、助け合うまちであってほしい
- 若者と高齢者の交流が盛んな、ふれあい豊かなまちであってほしい
- 自分の言いたいことが言え、他人の言いたいことも聞ける、お互いの存在を認め合えるまちになってほしい
- 自然環境を大切にし、自然環境を生かしたまちづくりを進めてほしい
- 子どもたちがふるさと意識などを学ぶ、住教育が必要であると思う

② 『条例の必要性』について

平成19年7月に定めた「(仮称)越谷市自治基本条例」制定基本方針では、自治基本条例制定の背景として、『地方分権の進展と社会環境の大きな変化に対応し、市民の満足度と地域力を高めていくために“市民と行政がどのように協働しまちづくりを進めていくか”その考え方やルールを定める必要性が生じている。』と示しています。

また、自治基本条例制定の意義については、『越谷市において制定する自治基本条例は、協働によるまちづくりの考え方やルールなどを制度化し、自立した地域社会を実現するものです。』と示しており、地方自治体の役割や社会環境の変化により、今までどおりの市民と行政との係わり方では、十分に対応できなくなってきたため、自治基本条例制定の必要があると考えています。

自治基本条例では、「前文」や「総則」で条例制定の目的や条例の位置付けを規定するのが一般的ですが、表現の仕方については自治体によって様々であることから、十分に議論する必要があると考えられます。

また、条例の必要性については、多くの勉強会参加者が認識しており、「制定することは大切だが、市民の理解を得るためには、制定過程が最も大切である」という意見が多くありました。具体的には、「いろいろな立場の人の意見を聞いて条例を制定することは非常に大切であり、そうすることで市民の理解と協力を得られると思う」や「条例をつくるときはもちろん、つくったあとも継続的に市民参加を進め、条例を育てていくことが必要である」などの意見がある反面、「条例に対する市民（特に若い市民）の認識度が低い」や「自治基本条例ができて市民生活がどう変わるのか、との疑問を持った市民が多い」との意見もありました。

◇ ワークショップでの発言メモ（集約）

- ・ 自治基本条例の制定に、市民の意見を取り入れているのはとても良い
- ・ 自治基本条例に関する勉強会、審議会のことを知らない市民が多い
- ・ 条例に対する市民（特に若い市民）の認識度が低い
- ・ いろいろな立場の人の意見を聞いて条例を制定することは非常に大切であり、そうすることで市民の理解と協力を得られると思う
- ・ 勉強会での検討の結果、自治基本条例審議会の公募委員の数が増えたのは良い
- ・ 条例を公募による市民だけで具体化するにはパワーが不足している
- ・ 時間がかかる、面倒くさいという理由から、市民が条例づくりに参加しないのは無責任だと思う
- ・ 条例制定までの審議会の回数が少ないのではないか
- ・ 予算が少なく、審議会の開催日を増やせないのであれば審議会委員は無償でよい
- ・ 勉強会のことを自治会ルートで市民に知らせるなどの情報伝達できていない
- ・ 「自治基本条例ができて市民生活がどう変わるのか」との疑問を持った市民が多い
- ・ PRのために「自治基本条例制定で越谷はこうかわる」という標語的なものがほしい
- ・ 勉強会の情報はインターネットだけではなく、広報でも回覧してほしい
- ・ 勉強会や審議会の情報を企画課が編集して広報とは別に発行してほしい

- ・ 説明会の開催など、条例づくりに関係する各種団体（自治会やPTAなど）やNPOなどへの広報や啓発活動を積極的にやってほしい
- ・ 情報が不足していて、議員が自治基本条例をつくる努力を本当にしているのかが分からない
- ・ 議員には市民が条例を身近に感じられるような説明会などの取り組みを始めてほしい
- ・ 楽しく面白いイベントの開催やマスコミを利用するなど、市民に対して自治基本条例制定についてのPRを積極的に行う
- ・ 市民生活に密接に関係した“使える条例”として自治基本条例をつくる必要がある
- ・ 条例をつくるときはもちろん、つくったあとも継続的に市民参加を進め、条例を育てていくことが必要である
- ・ 団体の意見を吸い上げるのも重要だが、団体に属さない一般市民の意見も尊重しなければならない
- ・ 自治基本条例が、市民生活に密接に関係した“使える条例”であることを市民が理解できれば、条例づくりへの参加者は増えると思う
- ・ 条例に関する情報の発信や意見集約の方法などを工夫し、意識的に多くの市民に参加してもらう努力をする
- ・ 良い意見を引き出すために懸賞金を懸けて意見募集をする
- ・ 勉強会のまとめや審議会の審議内容などを定期的に広報に掲載し、公表する必要がある
- ・ 審議会や行政には、自治基本条例制定の審議途中に市民に向けた報告会を開催するなど、市民の意見を聴く姿勢を持ってほしい
- ・ 将来に向けた条例であることから、小学校・中学校・高校に積極的に条例についてのPRをしていく必要がある
- ・ 障害者協会などの団体と連携し、障害を持っている方からの意見も吸い上げていくべきだと思う
- ・ 自治基本条例には、条例自体を評価・進行管理する条文を入れてほしい
- ・ 首長が変わっても普遍的な条例の内容としてほしい
- ・ 自治基本条例の制定には、多くの市民が参画することが重要である
- ・ 自治基本条例の制定により男女共同参画、共生のまちづくりを実現することが大切である
- ・ 自治基本条例には、若い世代に参画を求め、働く者の視点や新住民（越谷市に居住して間もない住民）としての意見を反映させてつくるべきだと思う
- ・ 自治基本条例の制定に若い人をいかに巻き込んでいくかは、非常に重要なテーマである
- ・ NPOだけではなく地域の住民が知恵を出し合い、多様できめ細かいサービスを提供するためのしくみとして自治基本条例をつくることが重要である
- ・ 生活の基盤は多くの女性によって支えられており、コミュニティに女性の声を反映させる必要があることから、審議会委員への女性の参加率を少なくとも40%程度にする必要がある
- ・ 家庭生活、子育て、仕事のバランスのとれた社会を目指すための自治基本条例にしてほしい
- ・ 市民が平等や豊かさを共用できる自治基本条例がつくられることを望んでいる
- ・ 子育てをしている主婦の参加を促すために、託児所の準備や子どもを連れて行くことがで

きる審議会の雰囲気づくりが重要であると思う

- ・ 審議会では子育てをしている主婦を含めて、市民の皆さんのところへ出向いて意見を聞いていくプロセスが必要である
- ・ 全ての市民が審議会へ参画することは難しいが、いろいろな市民のニーズに対応した審議会運営の準備は必要である
- ・ 自治基本条例は、市民による市民のための条例であると思う
- ・ 快適性を含めた安全・安心のまちづくり、福祉・教育・環境、子育て支援・女性の参画、企業誘致・雇用の拡大、財政問題などの項目について自治基本条例に盛り込んでほしい
- ・ 市内には健常者だけではなく、障害を持っている人も多くおり、いろいろな立場の皆さんが同じ市民であるとの認識を強く持って自治基本条例をつくってほしい
- ・ 障害を持っている人も積極的に審議会等へ参加することが重要だが、情報が少ない・情報の伝達が遅いなどの問題があることを認識してほしい
- ・ 新しいものと古いもの、伝統的なものなどを一緒に考え、障害を持った人にも優しいまちになってほしいと思う
- ・ 行政が計画を策定する準備段階から市民の意見を聞くためのしくみを自治基本条例に盛り込んでほしい
- ・ 行政の決めたことには従えという風潮がいまだにあるようだが、多くの市民の意見を集約し、市民の側から発言していくことも重要である
- ・ 審議会では、各地区に行政も含めて話を聞きに行くことが大切だと思う
- ・ 自治基本条例の制定においては、市民が中心となり物事を決めていく過程が重要であると思う
- ・ 自治基本条例は全てを解決できる打ち出の小槌ではないが、地域での問題などについて、多くの市民が話し合い、解決するとき自治基本条例のしくみが役に立つと思う
- ・ 自治基本条例には、外国人との共生や外国人の参画、移住・移民の2世や3世の問題を盛り込む必要があると思う
- ・ 審議会委員とは別に、アンケート・モニターなどインターネットやファクスなどを通じて、多くの市民が気軽に条例づくりに参加できる方法も採用し、審議会と平行して広く参加を呼びかけることも必要である
- ・ 越谷市には、外部から来ている人（市民ではないが市内で活動している人）も多くおり、その人たちも対象にして意見を求めて、越谷市を魅力ある素敵なまちにするための自治基本条例をつくってほしいと思う
- ・ 越谷市を素敵なまちにするための仲間づくり、連携を保てるようなルールが自治基本条例であり、自治基本条例によって10年後、20年後に越谷市が素敵なまちになっていればよいと思う
- ・ 障害により参加が難しい方、また、意見を出すことが難しい方も置き去りにしないでほしいと思います
- ・ 行政も住民も未成熟であり、そんな状況で基本理念を盛り込んだ最高規範を決定してよいか不安（心配）です
- ・ あるべき姿や共通するイメージが見えるまでは、あまり性急に進めないで、じっくり時間をかけることも必要ではないかと思います

- 自治基本条例の根本理念として「負担なきところに権利なし」が必要ではないかと思ひます
- 審議会は傍聴可能にしてほしいと思ひ
- 自治基本条例について学習できる場を継続的に設けてほしい
- 自治基本条例が市民個々の人権と政治参画とのエンパワーメントであるべきであると思ひ
- 世帯ごとに小学生以上にアンケートを送付するなど、費用はかかっても認知度向上などの効果は大きいと思ひ

③ 『コミュニティ』について

勉強会では、地縁を紐帯とするものを「地域コミュニティ（地域共同体）」としてとらえ、地縁に縛られない、個人の志向や活動目的を同じくする人々の集まりや市民活動組織（ボランティア団体やNPOを含む）などを「テーマ・コミュニティ（目的別機能集団）」として、ともに議論の対象として意見交換を行いました。

意見の多くは地域コミュニティに関するものであり、「自治会への若者の参加が少なく、参加者の世代構成に偏りがある」、「自治会のリーダーが高齢化してきており、十分な活動が出来ていない」、「自治会やコミ協をもっと柔軟な組織にして、若者に参加を呼びかけるなど、やりたい人をどんどん参加させるべきである」など、自治会や各種団体が抱えている課題が多くありました。

また、「地域コミュニティの必要性の共通認識を市民全員が持てるよう、各家庭での教育も必要である」や「現役サラリーマンや若いマンション住民などの自治会に入会していない市民をどうやって自治会に入会させるかが今後の課題である」、「自治会やコミ協、NPOなど各種団体の目的と活動を有効的に調整する努力が必要である」など、今後対応すべき課題についても多くの意見がありました。

こうした意見から、地域活動の発展には若い住民の参加が不可欠であり、若い住民が積極的に地域活動へ参加するためには、各家庭での地域コミュニティに関する教育が必要であるといえるのではないのでしょうか。

なお、コミュニティの規定については、大和市では「地域コミュニティ」に限定しているのに対し、多摩市ではNPOやサークルなどの「テーマコミュニティ」も含んで考えています。こうしたことから、越谷市の「コミュニティ」の位置づけについても十分に議論する必要があると考えられます。

◇ ワークショップでの発言メモ（集約）

- ・ 越谷市には地域力がある
- ・ サークルやテーマグループなどが多く、地縁団体などの各種団体の活動が盛んである
- ・ 市民活動の促進が望まれる
- ・ 市全体に地域を統一している自治会などの自治組織があるのはよいと思う
- ・ 自治会の中の民主主義が壊れてきていると思う
- ・ 若年者の活動は持続性がない
- ・ 一部の市民活動団体のリーダーシップが目立つ
- ・ 団体登録をするのみで、活動が少ない団体もある
- ・ 自治会への若者の参加が少なく、参加者の世代構成に偏りがある
- ・ コミ協は本来の意味で自立していないのではないか
- ・ 市民税・自治会費を払っていて、税金を二重で払っている気がする
- ・ 町会はもっと話し合う機会をつくる必要がある
- ・ 自治会のリーダーが高齢化してきており、十分な活動ができていない
- ・ 自治会活動の中心メンバーに若手住民を登用して新しい感覚で運営するなど、より広域的な対応も必要だと思う

- 連合自治会⇒地区連合自治会⇒自治会という流れになっているが、自治会まで情報が届いていない
- 自治会組織は意見を集約するのは無理だが、情報伝達には優れている
- 自治会組織を補完するものとして各種団体やNPOを利用する
- 市民団体同士が連携して活動するようになった
- 市民は自治会活動に積極的に取り組んでおり、これをもっと進めてほしい
- 越谷は町会・自治会活動、地域の協力体制がすばらしい
- 自治会に必要なこと、不必要なことを整理する必要があるのではないか
- コミュニティ形成の基本は、自治会活動にあると思う
- テーマコミュニティと地域コミュニティとを融合するものとは何かを考える必要がある
- 自治会の役員のなり手がいないなら、大規模な募集をかけるべきである
- 家族構成や年齢、職業等はまちまちなので、自治会等への平等な参加は難しい
- 住民の価値観が多様化しており、1つの自治会をまとめるのは難しい
- コミュニティの役割を明確にする必要がある
- 地域コミュニティの必要性の共通認識を市民全員が持てるよう、各家庭での教育も必要である
- 自治教育を子どもからはじめる必要がある
- 共通の目的や接点が少ないため、地域住民の親睦・交流が図れていない
- 子ども会（育成会）のリーダー育成が必要である
- 行政に頼らず、安心・安全のまちづくりに自治会が中心となって活動していくべきである
- 子どもや独居老人等の安全な生活を見守るために自治会活動を発展させたい
- 目的別行政サービスを基本に自治会のあるべき姿を考える必要がある
- 自治会恒例の行事が多いので簡素化するべきである
- 自治会等は必要だが、補助金などの透明性に疑問がある
- コミュニティを5地区に統合し、単独運営として自分たちのことは自分たちでやる
- 各地区の運営差を解消する
- 自治会はもう少し地域のための活動をしてほしい
- 自治会は住民が仲良く親密になることで防災、防犯、子育て、ゴミなど生活全般において住みやすくなるために活動する
- 自治会の規則にある程度の強制力も必要ではないか
- 自治会以外のコミュニティは、他の地域との交流のために有効的に活動するべきである
- 自治会の理想は困ったときの相談所である
- 自治会が活動する会場もバリアフリーにするべきである
- 自治会は災害時にどのような活動をするのか疑問である
- 既存の組織は形骸化しているため、形骸化した組織はゼロにして新たにつくる
- 自治会のかかわりより、隣近所とのかかわりが強い地域もある
- 現役サラリーマンや若いマンション住民などの自治会に入会していない市民をどうやって自治会に入会させるかが今後の課題である
- テーマ別コミュニティにも助成を行うなど、市民がコミュニティを自由に発足できる環境を行政が整える必要がある

- ・ コミ協にも市民団体やNPOが自由に参加できるようにするべきである
- ・ テーマ別コミュニティは、個人の意見が尊重され柔軟性があるため、多くの人たちの同意が得られやすく、新しいことに取り組みやすい
- ・ 自治会やコミ協をもっと柔軟な組織にして、若者に参加を呼びかけるなど、やりたい人をどんどん参加させるべきである
- ・ レイクタウン新駅の開業で市域を超えたコミュニティができることを期待する
- ・ 既存のコミュニティの限界を補填する役割をテーマコミュニティが果たす場面があるのではないか
- ・ 防犯・防災・安心のまちづくりの基本は、自治会や子ども会、民生委員などの各団体の連携にあると思う
- ・ 地域のつながりとして盆踊りは続けたい
- ・ 自治会は地域の最低区分として分かりやすく、平等に参加権があるのがよいが、どのように発展させるかが課題
- ・ 自治会活動に参加すると地域の人々とのコミュニケーションが広がる
- ・ 子ども会と自治会を一緒にしたら老若男女と一緒に活動できるのではないか
- ・ 自治会長に女性の会長がいないのはなぜ？
- ・ 若い人が自治会の活動を嫌がる理由を考える必要がある
- ・ 大多数の人は自治意識が希薄になってきていると思う
- ・ 自治会やコミ協、NPOなど各種団体の目的と活動を有効的に調整する努力が必要である
- ・ 多様な参加の形を引き出せるような受け皿となる協議会が必要である
- ・ 市内には各地区に地区センターや交流館があるが、団体に属さない個人への恩恵も少なく、財政難であることから地区を大きくまとめることも考えるべきではないか
- ・ 環境問題や災害対策を考えると市域を超えたコミュニティも考える必要があるのではないか
- ・ 市民の助け合いや地域の信頼については、まだまだ出来ていないと思う
- ・ 市の13地区にはそれぞれ歴史や地域性があるので地区をいかに活かしていくかが課題である
- ・ 個人として積極的にコミュニティに参画していくことが重要だと思う
- ・ 平等という概念を市民生活にどう反映させるかを考えていく必要がある
- ・ 13地区における「自治会」の位置付けの確認が必要だと考える
- ・ 自治会における共通の目的が不明確になっていると感じる（高齢者は目的が広範囲で、若年者は狭い傾向にあると思う）
- ・ 昔からの地域社会の良さをもっと考える必要がある
- ・ 行政の単位とコミュニティについては別々に考える必要がある（消防、災害等）
- ・ 市民のそれぞれの目的に合ったコミュニティ活動を育てることが重要だと考える
- ・ 自治会の古い慣習等には、いい所もあるが改善する所も多くあると思う
- ・ 平等悪ということもあるので市民一人一人が住みやすい越谷を目指すべきだと思う
- ・ 新住民と地域コミュニティ（自治会等）との融合が重要だと考える
- ・ コミュニティサービスの充実を考える必要がある
- ・ 行政サービスを住民と一緒に考えていくことが重要だと思う

- コミュニティの軸になっているのは自治会であり、自治会は農業生産を中心とした共同体から多様化する個人のニーズに対応するための共同体に時代とともに変化してきているものである
- 昔からの地縁団体である自治会の活動と、新しい地縁団体であるコミ協の活動が整理されていないと思う
- コミ協が柔軟で包括的な組織になることにより、地域に新しい概念のコミュニティが出来るのではないかと考える
- 地縁団体と新しい組織（NPO等）が組織として融和していないので人間関係を基本とした熱意のある人間同士のネットワークが重要だと考える
- 市民ぐるみのお祝い事が行われているなど地域の人々の交流が盛んなところもある
- 新、旧、中間住民の調和が図られていない部分がある（新住民とは越谷市に居住して間もない住民、旧住民とは越谷市で生まれ育った住民、中間住民とは越谷市以外で生まれ長年越谷市に住んでいる住民）
- 団塊の世代の男性は地域の活動に無関心である割合が高い
- 地域住民の隣人意識が希薄してきており、地域社会に対しての助け合いの気持ちが不足している
- まだまだ女性は専業主婦で家にいるものと思っている割合が高い

④ 『議会』について

意見としては、「議員は市全体の議員であることを認識してほしい」や「議員は一党一派にとらわれず、しきたりにとらわれない長期的視点で活動してほしい」、「議会の情報が市議会だよりだけでは不十分である」などがありました。

市議会の設置については、憲法に定めがあるため自治基本条例で設置規定を設ける必要はないと考えられますが、国の法律に基づくだけでなく、市民の信託によっても設置されていることを宣言する意味があることから、多くの自治体で規定を設けています。

しかし、議会関係の規定については、議会での検討が必要であると考えます。

◇ ワークショップでの発言メモ（集約）

- ・（前・元・現）議員は給与・年金分はしっかり働いてほしいと思う
- ・ 議員立法できる議員集団がないのではないかと感じる
- ・ 反対意見があまりないことから、議員が職員にコントロールされているのではないかと感じる
- ・ 議員は市全体の議員であることを認識してほしい
⇒【反対意見】議員として市全体に自分のことを知らせることは難しいのではないかと感じる
- ・ 議員が専門分野をもって職員と議論している場面が少ない
- ・ 議員は地区コミュニティへの参加を皮切りにまちづくりに積極的に参加するべきである
- ・ 議員は一党一派にとらわれず、しきたりにとらわれない長期的視点で活動してほしい
- ・ 議員に越谷市を将来どうしたいかのビジョンが少ないと感じる
- ・ 議員は自治基本条例についてどこまでPRしているのか分からない
- ・ 議員の平均年齢が10歳下がって活性化してきたと思う
- ・ 女性議員の登用が少ない
- ・ 議員の人数を半分にしてもよいのではないかと感じる
- ・ 議長は議会のトップとしてリーダーシップをとってほしい
- ・ 議会では市民要望に答えるため超党派で取り組むようになった
⇒【反対意見】議員が派閥の枠に縛られているため市民の要望が制約されがちである
- ・ 議会では議会基本条例についての議論を代表者会議で行っている
- ・ 議会では少数派の主張を丁寧に聞くべきである
- ・ 市議会議員制度改革、直接民主主義との融合を望む
- ・ 議員の政務調査費などお金の使い方が不透明である
- ・ 議会の傍聴に際して、分かりやすい資料が提示されていない（傍聴者に分かりやすい資料の提供をしてほしい）
- ・ 議員は自分の地区だけでも市民を多く集めて集会（報告会）をするべきである
- ・ 議会は市民への情報伝達で努力しており議会中継をインターネットで見られるのは良いが、聴覚障害者に対しても通訳を入れるなど配慮してほしい
- ・ 会報やホームページ、ブログや報告会など、議員個人の議会報告の方法が多くなった
- ・ 議員活動の情報が支持者以外に届いていないと感じる
- ・ 議会の情報が市議会だよりだけでは不十分である

- 市民に分かりやすく議員自身の考え方や議決された税金の使われ方などについてもっと説明すべきである
- 全国一少ない職員・市議会議員にする
- 職員・議員は各自治会に月 1 回はヒヤリングに行くなど、もっとまちの生活状況を認識してほしい

⑤ 『市長』について

市長に関しては、「市長本人との話し合いの場がほしい」、「市民の声を直接聴く場を設けて、市長が地域づくりに参加するべきである」など、市長本人と直接話したいという意見が多くありました。

平成 19 年 8 月に開催した「自治基本条例に関する講演会」（講師：牛山 久仁彦明治大学教授）では、参加者から市長に関する次のような質問がありました。「市長に懇親会を申し込んだが、なかなか会うことができない。そのため課長に要望しているが、私たちの気持ちが本当に市長まで届いているか不安。」

この質問に対して牛山 久仁彦明治大学教授は、「市長は人間ではなく機関であり、難しいことを言うと、執行機関の長である。越谷市のような大きな市になると、来庁された住民全員に市長が会うことは物理的に不可能。それは、市長の人間性の問題ではなく、仕事量の問題や時間的な問題であるといえる。市長に直接会って要望できなくても、組織がしっかりと動いていれば問題ない。例えば、課長に会って要望し、組織がしっかり行き届いて施策がされればそれで良い。例えば、大和市では、市民参加のルールが自治基本条例の理念に基づいて、市民参加条例として条例化されている。その大本となる自治基本条例に、市民参加のルールや考え方がしっかり入っていれば、個別に市長に会えなくても、組織が動く仕組みがしっかりしているので問題が無いということになる。その仕組みが、自治基本条例といえる。」と答えています。

こうしたことから、市長に関する項目としては、公正・誠実な市政運営、総合的・効率的な行政運営、市職員の指揮監督等について規定する必要があると考えられます。

◇ ワークショップでの発言メモ（集約）

- ・ 市長本人との話し合いの場がほしい（市長と直接対話する機会が少ない）
- ・ 市長主催のタウンミーティングがない
- ・ 市民の声を直接聴く場を設けて、市長が地域づくりに参加するべきである
- ・ 市長は直接市民との話し合いをするべきである（障害をもっている者の実態を見てほしい）
- ・ 市長と市民との関係がもっと緊密であってほしい
- ・ 政策などに市長の顔がいまひとつ見えないと感じる

⑥ 『行財政運営』について

行財政運営については、(ア) 計画・政策、(イ) 組織、(ウ) 職員、(エ) 情報公開に分類しました。

(ア) 計画・政策

意見としては、「救急医療対策や水害対策、地震対策が不十分である」や「財政難は大変だが、より市民ニーズを考えた施策を立てる」などの意見がありました。

地方自治法では、「市町村は議会の議決を経て基本構想を定めなければならない」と規定されており、この基本構想に基づいて基本計画が策定され、さらに短期の実施計画が策定される（以上を含めて越谷市では総合振興計画という）、こととなっています。

総合振興計画は自治の運営（まちづくり）を総合的・計画的に行うための基本計画であることから、総合振興計画によるまちづくりや、総合振興計画の策定過程への市民の参加・協働に関する事項を含めて、自治基本条例に規定する必要があると考えられます。

◇ ワークショップでの発言メモ（集約）

- ・ 子育て支援が進んでおり、乳幼児の子育てがしやすい環境にあると思う
⇒ 【反対意見】安心して子育てできる環境が必要である
- ・ 環境対策に力を入れている
- ・ まちづくりの基本理念である「人間尊重」に力を入れている
- ・ 越谷駅、大袋駅周辺の開発が遅れている
- ・ 救急医療対策や水害対策、地震対策が不十分である
- ・ 市、自治会、住民の共通の方向性があるようでない
- ・ 何でも2番目ということを恥ずかしがっている
- ・ 若者が楽しめるイベントが少ない
- ・ 産業の発展、事務所等の誘致が必要である（環境・福祉産業の育成、商店街の再編成などが必要）
- ・ バス路線の整備など、交通全般の整備をする必要がある
- ・ 子どもの一生の糧にするため、小学生の授業で能か狂言を必修にする
- ・ 越谷市・草加市・川口市・鳩ヶ谷市で東さいたま市をつくる
- ・ 公共の施設を計画的に建設し、文化施設の充実を図る
- ・ 地産地消を活かしてほしい
- ・ せんげん台駅から蒲生駅周辺に屋根をつけてほしい
- ・ 現在は13地区センターの活用が不十分であるため、13地区センターでの市民支援・育成・相談機能の充実を図る
- ・ 官と民の格差、地域格差をなくす努力をする
- ・ 駅前（近く）に行政の窓口となる支所がないのは行政サービスの不備ではないか
- ・ 自然を活かした市民参加の行事が少ないと思う
- ・ バリアフリーマップ作成のように障害者・高齢者支援がされつつあると思う

- ・ 長期計画を立てて借金を返済するなど、健全な財政を維持する
- ・ 財政難は大変だが、より市民ニーズを考えた施策を立てる
- ・ 道路づくりは一貫性のある施策としてほしい
- ・ 特に財政と行政サービスに関して地方自治のあり方を考える
- ・ 偏りのある地区割りを見直すべきである
- ・ 行政は目指すまちづくりの方向性を具体化する努力をさらにする
- ・ 現在の越谷市は行政規模が適性であり、人口増などによる拡大は限界ではないか
- ・ 子育てサービスや配食サービス、高齢者サービスなどの地域サービスの充実が住民の絆を深めると思う
- ・ 財政問題については、市民、議会、行政が知恵を出し合い、選択と集中のなかで有効な方法を見つけていく必要があると思う

(イ) 組織

意見としては、「行政は横の連携を密にする必要がある」や「行政はもっと説明責任を果たしてほしい」などがありました。

まちづくりの企画・実施にあたり重要な役割を担っている組織のあり方について自治基本条例で明確にする必要があると考えられます。具体的には市長（首長）、各種行政委員会（教育委員会・農業委員会・選挙管理委員会等）を執行機関として定め、この執行機関の役割等を自治基本条例に規定して確認することが考えられます。

◇ ワークショップでの発言メモ（集約）

- ・ 印象的には年々市政が良くなっていると思う
- ・ 公共施設の予約システムが不十分である
- ・ 高齢者の声が行政に届きにくいと感じる
- ・ 全国一少ない職員、市議会議員にする
- ・ バリアフリーは車椅子利用者だけではなく、様々な身体的ハンデを抱えている人に向けた言葉であると認識してほしい
- ・ 職員のランク（役職）が多すぎるため、管理職の人数を減らす努力も必要ではないか
- ・ 地域活動推進課ができて、市民団体を支援する仕組みができつつあると思う（市民団体を支援する機運は育っていると思う）
- ・ 各部署の人事配置に問題がある（職員の適材適所）
- ・ 審議会が多く、審議会にお金をかけすぎる
- ・ 行政は横の連携を密にする必要がある（行政は縦割り意識が強いと感じる）
- ・ 行政はもっと説明責任を果たしてほしい
- ・ 行政は国の方策をして逃げている（地方自治法を隠れミノにしている）
- ・ 公園等の電灯が切れていることを話しても、なかなか直してくれない
- ・ 行政は力のある自治会長の意見の方を聞く傾向にある
- ・ 生活者の視点で話し合えるように、行政と市民が向き合う必要がある（現在は行政と生活

者である市民との話し合いがスムーズにっていない

- ・ 市民に言われたことを真剣に議論すれば、全て解決できる（行政の考えを優先させる課がある）
- ・ 行政は失敗を恐れて、前例のないことをやろうとしない
- ・ 人口に対して少ない職員数でがんばっている
- ・ 1つの課で問題が解決しない（たらいまわしに遭う）ことがある
- ・ 窓口の平日夜間延長や、土日の開庁をしてほしい
- ・ 予算の問題かは分からないが、行事が長続きしないように感じる
- ・ 仕事処理の優先順位を「順番にやる」から「重要なことからやる」へ変える
- ・ 教職員の雑務が多すぎるため、市独自に採用する教職員を増やすべきである
- ・ 市民に対する姿勢として、広報広聴課から広聴広報課にする
- ・ カットする予算の優先順位を「一律カット」から「不要なものをカット」に変える
- ・ 病院や公共施設等に手話ができる人が常時いないので、職員も手話を覚えるなど配慮をしてほしい
- ・ 審議会の傍聴人数が少ない（傍聴者には資料を配布するべきである）
- ・ 各相談員（民生委員など）が何をやっているかわからない
- ・ 役所内の情報を共有するため、部課横断型のプロジェクトチームをつくって情報の共有について検討する
- ・ 窓口の対応、情報の入手方法や資料の分かりやすさなどが課によって違う
- ・ 情報不足のため各審議会の審議内容がほとんど見えない（教育委員会の傍聴を拒否されたことがあった）
- ・ 審議会活動は発展性がない
- ・ 個人情報保護の行き過ぎによって支援に壁がある
- ・ 審議会での発言が公募委員に偏っている
- ・ 団体などの長が形式的に参加しており、審議会が形骸化している
- ・ まちづくりに関して地域格差が大きいと思う
- ・ 現審議会の人選に疑問あり（審議会にはいつも特定の人を選ばれる傾向にあると思う）
- ・ 行政の担当者は決まりに縛られすぎる（市民の自由を制限する場面がある）
- ・ 行政は市民活動（NPO等）への組織的支援が不十分である（後援などお金のかからない応援をもっとしてほしい）
- ・ 市民に向けて努力している課もある
- ・ 行政はコンサルタント任せにしない
- ・ ホームレスの方たちも市民であるが、行政は排除しているのではないか
- ・ 行政は地域の具体的な問題にどこまで関心を持っているか疑問である
- ・ 行政はマイノリティ（少数派）の意見を軽く考えているのではないか
- ・ 予算の弾力的活用を考慮するべきではないか（予算の縛りが縦割り行政を誘発しているのではないか）
- ・ 行政には問題がないのではなく、問題が見えていないのではないか
- ・ 行政は今までの制度や取り組みをそのまま行うのではなく、今の時代に合うように見直すべきである

- ・ 新しい住民ばかりの地域と古い地域との生活状況の差が大きいと感じる（商店、病院、交通、道路整備など）
- ・ 審議会委員等に出選されている自治会長、コミ協の会長に発言がほとんどないのは問題である
- ・ 地域での生活要望は、個人的に要望するよりも自治会を通すと行政の対応が良いと感じる

（ウ） 職員

意見としては、「専門知識に富んだ市職員になってほしい」や「個人個人の職員の対応は丁寧であり感じが良いと思う」などの意見がありました。

多くの自治体では、執行機関の組織の条文に、職員に関する項目を入れていますが、大和市のように「市職員の責務」として1つの条文にしている自治体もあります。

◇ ワークショップでの発言メモ（集約）

- ・ 専門知識に富んだ市職員になってほしい
- ・ 定期的に職員が異動するので専門職員が育っていないのではないか
- ・ 個人個人の職員の対応は丁寧であり感じが良いと思う
- ・ 相談ごとに対して、担当者が当事者にきちんと報告するなど、職員は丁寧に対応している
- ・ 職員は市民の声に対して誠実に応える努力をしている
- ・ 窓口が混雑しているときは、課長などが臨時に対応するべきである
- ・ 行政（職員）は市民の意見を聞く体制はできていると思う
- ・ 職員・議員は各自治会に月1回はヒヤリングに行くなど、もっとまちの生活状況を認識してほしい
- ・ とても熱心がんばっている職員もいる
- ・ 職員はパソコンに向かっている時間が多いのではないかと（もっと市民と対話するべきである）
- ・ 全職員のあいさつと笑顔の励行をするべきである（職員のあいさつと笑顔が少ない）
- ・ 職員は、市民を尊重するべきである
- ・ 職員には郷土を愛する精神を持って仕事をしてほしい
- ・ 職員は地域のイベントに積極的に参加し、地域の方たちとの交流を深める
- ・ 職員も行政全体の制度を学ぶことが必要である（制度を知らない職員によって、市民がたらいまわしに遭ってしまう）
- ・ 市職員のモラルの向上と教育が必要ではないかと（職員は本来の公僕意識を伸ばすべきである）
- ・ 職員はそれぞれの地区で1日活動する（職員は地域の活動を支えていないのではないかと）
- ・ 行政（職員）は知識のない人にもわかりやすい説明をするべきである
- ・ 職員の自立度が高まっていると感じる（意識改革が進みつつある）

(エ) 情報公開

意見としては、「情報の入手方法が分かりにくいいため、広報やホームページでの情報開示の方法を改善するべきである」や「そもそも行政がどんな情報を持っているか分からないため、情報を得る手段も含めて知らせてほしい」などの意見がありました。

「情報公開」や「個人情報保護」などについては、自治基本条例のなかに網羅的に挙げ、具体的には個々の条例に委任することとしている自治体や、細かく条文に規定している自治体があるなど考え方は様々です。

越谷市では、すでに「情報公開条例（H11.3.31 制定済）」や「個人情報保護条例（H12.9.29 制定済）」を制定していることから、前者に該当すると考えられますが、位置づけ等については十分に議論する必要があります。

◇ ワークショップでの発言メモ（集約）

- ・ 他市との境の住民に行政の情報などが行き届いていない
- ・ 制度などの情報がよく分からない
 - ⇒ 【反対意見】 情報が分かりやすい
- ・ 市長への手紙やEメール、情報公開センターの設置など、市民が情報請求できる道が開いている
- ・ 情報の入手方法が分かりにくいいため、広報やホームページでの情報開示の方法を改善するべきである
 - ⇒ 【反対意見】 ホームページで情報共有できており、多くの情報が入手できる
- ・ 市の財政について市民が学び、知る機会が少ない（財政情報が不足しており、市民は予算について結果しか知りえない）
- ・ 市の制度や事業に関する広報活動が足りない
- ・ 予算・決算が以前より詳しく公開されている
- ・ 利用している制度の更新のお知らせが届く
- ・ 行政用語や議会用語の使用をやめ、市民に分かりやすい言葉での情報提供に努める
- ・ 行政は、市民や議会に対して適正な情報を開示する必要がある（行政には「隠している情報」が山積しているのではないか）
- ・ インターネットはどの程度の割合で市民に浸透しているのかわからない（対応できない世代もいると思う）
- ・ 旧来の方法で情報を入手する人が、十分に情報を入手できない
- ・ 市の出前講座で市役所に行かなくても情報が得られる（出前講座を増やしてほしい）
- ・ 会議録等を閲覧する場合、閲覧室でしか見られない場合がある
- ・ 市民は、各課が提供する情報を市役所からの情報であると認識しているので、職員間の情報の共有化を望む
- ・ 絵文字など、若者の興味を引くような表記方法を使う
- ・ 情報公開制度を採用しているのは良い
- ・ 民からの情報が固定ルート化している
- ・ 情報が欲しいが、情報の伝達が遅い

- 生きた情報を発信するためには、回覧板は10軒が限度だと思う
- そもそも行政がどんな情報を持っているか分からないため、情報を得る手段も含めて知らせしてほしい
- 地震情報や避難情報などの緊急情報が不足している
- 市民が欲しい情報と、行政が公開している情報とのギャップを埋める努力が必要である
- 必要な情報は有料でも良いのではないか
- 市民参加に必要な情報が十分開示されていない
- パブリックコメントを実施しているのは良い
- 積極的な情報公開や分かりやすい情報公開など、行政は市民への情報公開の仕方に工夫が必要である
- 広報が以前と比べて良くなっている（広報活動がすばらしい）
- 行政は市民に対して、財政難で大変である理由をはっきり伝えるべきである
- プライバシー保護法などに妨げられ、防災などの取り組みが十分に機能しない（過度の個人情報保護は問題である）
- 議会情報や行政情報に関する広報の方法（あり方）を再考する必要がある
- 行政からの回答には業務遂行の期日が明記されていない
- 市への質問等に対する回答が分かりにくい

⑦ 『市民』について

市民に関しては、「市財政は自分の税金で賄われていることを市民は自覚する」や「市民（住民）の成熟度を高める」、「市民も自分のことだけを考えるのではなく、市全体のことを考えるべきである」など、「市民（住民）は、行政や議会など自分の住んでいる地域にもっと関心を持つべきである」という趣旨の意見が多くありました。

ニセコ町まちづくり基本条例以来、「市民の権利」として「情報への権利」と「参加の権利」を挙げる自治体が多くあります。自治基本条例に規定する市民の権利については、憲法ですでに保障されているものには触れず、自治体で保障可能なものだけを追加的に挙げるのが一般的であるといえます。

また、「市民の権利」と同じく「市民の責務（義務）」についても規定し、市民にはまちづくりの主体であることを自覚・認識し、自治の主体にふさわしい行動をとることを期待しています。（「義務」は「責務」より法的効力が強いとされるため、「責務」を使う自治体が一般的です。）

なお、「市民」の定義については、市内在住・在勤・在学する者はもちろん、事務所を有する法人や活動する法人や団体を「市民」とするなど、自治体ごとに考え方が様々であることから、十分に議論する必要があると考えられます。

◇ ワークショップでの発言メモ（集約）

- ・ 法律改定や通達によって環境整備が行われる場合は、その環境で生活する当事者（市民）の声を出す場、タイミングの配慮がもっと必要である
- ・ 市財政は自分の税金で賄われていることを市民は自覚する（我がまちという意識を持つ）
- ・ 市民（住民）の成熟度を高める（適正な情報を選択する、行財政の勉強をするなど見識を広める）
- ・ 市民は議会と行政に対する権力を持つべきである
- ・ 図書館でも利用料を払うなど市民はもっと負担する
- ・ 市民は議員本人の人間性、議員としての仕事、政策などで議員を選出する（市民が市議会に関心が薄いのは問題である）
- ・ 市民も自分のことだけを考えるのではなく、市全体のことを考えるべきである（住民自治を考える市民になる）
- ・ 市民からも意見を出すべきである（市民の側から市政に対する発言は少ない）
- ・ 住民同士の連携がもっと強化されるべきである
- ・ 市民は行政への苦言を言うだけで義務を怠っている（市民は権利ばかり主張している）
- ・ 市民の行政に対する協力が少ない
- ・ 市民は自分ができる役割を果たすべきである（近くの小公園とか自分の周囲の清掃は自分たちでやるべきである）
- ・ 近所の人たちと気楽に付き合える暖かい住民関係がある
- ・ 市民の自覚不足から、ゴミがきちんと捨てられていないところがある
- ・ 市民は公共の場では他人のことも考えて行動することが必要である

⑧ 『参加と協働』について

参加と協働に関しては、「市民参画に行政は熱心である」との意見がある反面、「計画の策定以前の段階から市民参加が行われていない」との意見もありました。

参加と参画については、著書『自治基本条例のつくり方』で松下 啓一氏は、『参画とは企画・立案の段階から主体的に参加していくことを表す用語であるのに対して、参加は決まったことに形式的に加わるという消極的な意味を持つ用語であるとされている。自治基本条例でも、参画が圧倒的に多くなったが、言葉の意味としては、ほとんど区別なく使われている。』と述べています。

また、協働については、平成 19 年 7 月に決定した「(仮称) 越谷市自治基本条例」制定基本方針に「協働とは、市民と行政が共通の目的(例えばまちづくり)を実現するために、それぞれの資源やノウハウを持ち寄り、お互いの役割と責任を明確にしたうえで、対等な立場で活動することであり、市民参加の最も進んだ形態と言えます。」とあり、越谷市が積極的に推進している考え方であることを示しています。

こうしたことから、参加・参画の用語についての検討はもちろん、どのような仕組みによって市民の権利を保障するかなどについて検討する必要があると考えられます。

なお、ニセコ町まちづくり基本条例では、市民のまちづくりに参加する権利を規定する一方、まちづくりに参加しないことで不利益を受けないという規定をも設けています。

◇ ワークショップでの発言メモ (集約)

- ・ 市のシンボル(しらこぼと)が市民に行き届いている
- ・ 市民参画に行政は熱心である(市民参加が進んでいる)
- ・ 行政と自治会をつなぐ人材が不足している
- ・ 行政(国・県・市)に関する問題を解決するために、各地区に苦情委員会を設置し、事案について、行政と市民との話し合いの場を設ける(市民オンブズマンなど)
- ・ 影響を受ける当事者が知らないうちに施策・計画が作成されている
- ・ 役所も国も利用できる人がいるとそのときだけ利用するが、利用された人は2度と協力しない
- ・ 計画の策定以前の段階から市民参加が行われていない(市民が計画に参加できる方策を整えるべきである)
- ・ 市民参加の方法に職員が熟達していない
- ・ 市民参加を進めることが自治の基本である
- ・ 市民祭りが年々活発になっている(越谷阿波踊り、「ガーヤ」の評判がよい)
- ・ 市民参加を進めると一部のボス(声の大きな人)がリーダーになる危険性がある(衆愚政治になる)
- ・ 職員より詳しい知識や情報を持っている市民やNPOを活用する
- ・ 能力の高い市民が多くいるが、周りに知られておらず十分に活かされていない
- ・ 市民の声が行政に届いていない場合が多い(行政は市民を軽視し、市民の無関心を誘発している)
- ・ 地区センターの職員を住民から採用するなど民間の知恵を入れる

- 行政・市民との協働体制を行政主導から市民主体にする（行政は市民力をもっと活用して、協働を形にしてほしい）

⑨ 『住民投票』について

住民投票については、勉強会での意見は特にありませんでしたが、多くの自治基本条例には住民投票の規定が設けられています。住民投票制度には、「非常設型」と「常設型」とがあり、「非常設型」とは、住民の賛否を問おうとする事案ごとに、実施に必要な住民投票制度を制定するもので、「常設型」とは、投票資格、投票方法、成立要件など、住民投票の実施に必要な諸事項をあらかじめ住民投票制度として定めておいて、請求要件等を満たしていればいつでも住民投票が実施できるとするものです。

住民投票制度については、まず市政の重要事項について住民投票を実施すべきかという方向性について確認する必要があると考えられます。

また、検討する事項としては、投票資格（年齢や在住外国人の取扱いなど）、住民投票の発議権や請求権の考え方、開票や投票結果の取扱いなど、十分に議論する必要があると考えられます。